

平成 28 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 通 信  
代 表 者 の 役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 玉 村 剛 史  
(コード番号：9435 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 広 報 ・ I R 課  
T E L 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

当社子会社である株式会社ウォーターダイレクト株式（証券コード：2588）等に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社光通信（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 5 月 16 日開催の取締役会において、株式会社ウォーターダイレクト（本社：山梨県富士吉田市、代表取締役社長 萩尾 陽平、東証第二部コード番号：2588、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 28 年 5 月 17 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 28 年 6 月 29 日を以って終了いたしましたので、その結果について、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社光通信  
所在地 東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号

(2) 対象者の名称

株式会社ウォーターダイレクト

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- イ 平成 25 年 6 月 14 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）
- ロ 平成 26 年 1 月 17 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）
- ハ 平成 28 年 4 月 15 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といい、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権を総称して以下「本新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,917,282 株	一株	一株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募された対象者株式及び本新株予約権（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。

- (注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないため、「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する可能性のある最大数(7,917,282株)を記載しております。当該最大数は①対象者が平成28年2月12日に提出した第10期第3四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年2月12日現在の発行済株式総数(8,173,400株)に、②当社が平成28年3月17日付で当社の保有する対象者の第4回新株予約権の一部(1,280個)を行使して取得した対象者の株式数(128,000株)を加算した数(8,301,400株)に、③(i)対象者が平成27年6月24日付で提出した第9期有価証券報告書に記載された平成27年5月31日現在の全ての新株予約権(4,740個(目的となる株式の数654,000株))から平成27年6月1日以降平成28年5月13日までに行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、第2回新株予約権300個(目的となる株式の数90,000株)及び第4回新株予約権1,280個(目的となる株式の数128,000株))を除いた数の新株予約権(第3回新株予約権600個(目的となる株式の数180,000株)及び第4回新株予約権2,560個(目的となる株式の数256,000株))の目的となる株式の数(436,000株)を加算し、(ii)対象者が平成28年4月15日付で提出した有価証券届出書(その後の訂正を含み、以下「本有価証券届出書」といいます。)により発行された第5回新株予約権(8,301,241個(目的となる株式の数8,301,241株))を加算した数の新株予約権の目的となる株式の数を加算した数(17,038,641株)から、④本四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数(159株)を控除した数(17,038,482株)から、⑤(i)当社が所有する対象者株式の数(1,315,900株)及び新株予約権(第4回新株予約権2,560個(目的となる株式の数256,000株)及び第5回新株予約権1,315,900個(目的となる株式の数1,315,900株))の目的となる株式の数(合計2,887,800株)並びに(ii)本公開買付けに応募しないことを合意している当社の完全子会社である総合生活サービスが所有する本不応募株式等の数(対象者株式3,116,700株及び第5回新株予約権3,116,700個(目的となる株式の数3,116,700株):合計6,233,400株)の合計数(9,121,200株)を控除した株式数(7,917,282株)です。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式(159株)を取得する予定はありません。
- (注4) 第5回新株予約権は、本有価証券届出書の記載に従い、平成28年6月13日を効力発生日として発行されました。
- (注5) 公開買付け期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。
- (注6) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### (5) 買付け等の期間

- ① 届出当初の買付け等の期間  
平成28年5月17日(火曜日)から平成28年6月29日(水曜日)まで(32営業日)
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性  
該当事項はございません。

#### (6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき金513円
- ② 新株予約権
 

イ 第3回新株予約権	1個につき金1円
ロ 第4回新株予約権	1個につき金1円
ハ 第5回新株予約権	1個につき金6円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 28 年 6 月 30 日に報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	555,000株	555,000株
新株予約権証券	2,294,000株	2,294,000株
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券	—	—
株券等預託証券	—	—
合計	2,849,000株	2,849,000株
(潜在株券等の数の合計)	(2,294,000株)	(2,294,000株)

### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	28,878 個	(買付け等前における株券等所有割合 16.95%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	65,620 個	(買付け等前における株券等所有割合 38.51%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	57,368 個	(買付け等後における株券等所有割合 36.96%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	65,012 個	(買付け等後における株券等所有割合 41.88%)
対象者の総株主の議決権の数	83,005 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、公開買付者及び特別関係者に割り当てられる平成 28 年 6 月 13 日を効力発生日として発行された第 5 回新株予約権の目的となる株式の数に係る議決権の数を含めております。

(注 3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、本四半期報告書に記載された平成 27 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数に、当社が平成 28 年 3 月 17 日付で当社の保有する対象者の第 4 回新株予約権の一部（1,280 個）を行使して取得した対象者の株式に係る議決権の数（1,280 個）を加算した議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を公開買付けの対象としているため、(i) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成 28 年 2 月 12 日現在の発行済株式総数（8,173,400 株）に、当社が

平成28年3月17日付で当社の保有する対象者の第4回新株予約権の一部(1,280個)を行使して取得した対象者の株式数(128,000株)を加算し、かつ、本有価証券報告書に記載された平成27年5月31日現在の全ての新株予約権(4,740個(目的となる株式の数654,000株))から、平成27年6月1日以降平成28年5月13日までに行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、第2回新株予約権300個(目的となる株式の数90,000株)及び第4回新株予約権1,280個(目的となる株式の数128,000株))を除いた数の新株予約権(第3回新株予約権600個(目的となる株式の数180,000株)及び第4回新株予約権2,560個(目的となる株式の数256,000株))並びに本有価証券届出書により発行される第5回新株予約権(8,301,241個の目的となる株式の数(合計8,737,241株))を加算した数(17,038,641株)から、本四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数(159株)を控除した数(17,038,482株)に係る議決権数(170,384個)を分母として計算しており、また、(ii)「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成28年2月12日現在の発行済株式総数(8,173,400株)に、当社が平成28年3月17日付で当社の保有する対象者の第4回新株予約権の一部(1,280個)を行使して取得した対象者の株式数(128,000株)を加算し、かつ、当社及び特別関係者が保有する潜在株券等の目的となる株式の数(合計7,220,900株)を加算した数(15,522,300株)から、本四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数(159株)を控除した数(15,522,141株)に係る議決権数(155,221個)を分母として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
株式会社SBI証券 東京都港区六本木1丁目6番1号

② 決済の開始日  
平成28年7月6日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、当社が平成28年5月16日付で公表した「当社子会社である株式会社ウォーターダイレクト株式(証券コード:2588)等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社光通信 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上